

研究ノート

# 「特別活動（高校編）」と他教科との関連について

～「現代社会」からの視点～

尾 道 博

問題の所在

1. 「特別活動（高校編）」の求めるものと問題点
  2. 「現代社会」と「特別活動（高校編）」との関連
  3. 「現代社会」の知識と「特別活動」での実践
- 終わりに

## 問題の所在

今日、日本の教育界は、学力向上、教授法の転換、教師の指導力不足、入試制度、教育制度などの問題が山積し、大きな曲がり角に来ていると言っ  
てよかろう。これらの問題のうち教師の指導力問題や教授法などについて筆者  
は、20年来大学で社会科・公民科教育法の授業に携わり、それなりの成果も  
上げてきた<sup>4)</sup>。

こうした経験から筆者は、現行の教科においてもっと活発にかつ有意義に  
取り組む必要があるものに「総合的な学習の時間」と「特別活動」の2つで  
なかいかと考える。それはこの二つの科目の実践活動が主になり、将来生徒  
たちが社会人になるうえで極めて必要とされる教育活動と思われるためである。  
つまり「総合的な学習の時間」は、今の学生たちが一番欠落している1  
つに、一つ一つの事項を関連して捉えることが出来ない問題を解消できるた  
めの実践的な貴重な科目と言えるからだ。また「特別活動」も集団（グルー

プ)で協力しながら活動するうえで極めて大切なことをホームルーム活動、生徒会活動、学校行事などを通して経験できるものであると考えるからだ。この「特別活動」は、将来就職を考えると職業意識を高めたりする場合、他の科目で身に付けた知識をいろいろな活動を通して、一つ一つの出来事が関連していることに気づかせ、問題設定と解決力を身につけさせることができる。尚、本稿で対象とするのは、高等学校における「特別活動」である。そのため「特別活動」と教科とりわけ本稿では「現代社会」との関連に視点を当てることにする。

ところで「特別活動」の教科としての歴史は、さほど古いものではない。戦前の「特別活動」は、当初国家や学校が主導するものであったが、次第に地域を巻き込んだ祝祭的活動として捉えられるようになっていった<sup>(2)</sup>。それは①儀式的要素、②教育的要素、③祝祭的要素 ④娯楽的要素によって構成されている<sup>(2)</sup>。

戦後の「特別活動」は、『学習指導要領』によって規定され、学校での教育活動の一領域として体系的に明文化され、教育課程の中に位置づけられた<sup>(3)</sup>。同時に教科学習の補充機能として位置づけられた<sup>(4)</sup>。

このような経緯を踏まえ現行の『学習指導要領』では、「特別活動」の目標として「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸張を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての（在り方）生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」<sup>(5)</sup>ことが明記された。その活動内容として「ホームルーム（学級）活動」「生徒会活動」「学校行事」の3領域（小学校は他に「クラブ活動」）が設定され、生徒の「自主性、実践性」に基づく「集団活動」「経験的活動」による全人的学びを目指し、「人間としての生き方」「自己を生かす能力」といった「生きる力」につながる全人的資質へと発展的な方向性が示されている<sup>(6)</sup>。

文部科学省（以後、文科省）は、平成21年度の『学習指導要領』において「確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐ

くむことがますます重要になっている」<sup>1)</sup>のことを強調している。教員養成課程を受けている大学の教職科目を担当する教員は、このことを念頭におき教職免許の取得を目指す学生を指導することが求められている。こうしたなか全ての教科は、それぞれ独自性をもちながらかつ関連性を持ち、1つの科目を教師が、教授し問題解決ができるように指導している。

本稿で取り上げる「特別活動」は、色々な科目で身につけた知識などを通して生徒たちに三つの領域で実践させることが多くあると言ってよからう。特に問題解決型学習が、教育の現場で実践することが求められている昨今、より一層「特別活動」や「総合の時間」と他の教科・科目との関連が強くなってきていると言える。

こうしたことから本稿では、「特別活動」の目標の一端を高等学校の教員免許のうち筆者がもつ「現代社会」で習得した知識をどのように実践していくか、かつそこにある課題について論じることにする。

しかしながら「ゆとり」教育で読書量がへり、カタカナ三文字（テレビ、ゲーム、マンガ、アニメ、スマホなど）世代の学生たちに、「特別活動」と「現代社会」が関連し、後者で学んだ知識を前者でどのように活かすことが出来るのかを教授（指導）するのは大きな問題である。教職担当教員が教員志望学生、ゆとり世代の教員がゆとり教育でない教育を受けてきた生徒に授業を行うとき言語力（コミュニケーション力）の欠落や関連性を如何に学習させるのが大きな問題点と思われる。

「特別活動」の具体的活動分野であるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事などを実践するうえで「現代社会」の学習内容で学ぶ青年期の特徴や色々な政治や経済、環境などの知識も必要なことを生徒たちに如何に教授するかが問題であろう。つまりその知識がどのようなケースや職業に必要であり、集団行動を行うとき集団を構成する生徒達の意見などを集約することが重要であるかを身に付けさせておくかが「特別活動」で実践するとき知識の重要性に気付かせることになる。「現代社会」と共通する内容があることから本稿では、「特別活動」を行ううえで、その目標・目的を「現代社会」の

内容と関連して考えさせることによって集団活動や普段の生活のなかで必要なケースでの対応や将来の生き方を考えるうえでの知識などが必要であることを明らかにしたい。

## 1. 「特別活動」の求めるものと問題点

文科省は、平成18年（2006）に教育基本法、平成21年（2009）には学校教育法などの改正を行ったことを踏まえ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨を法律上規定した<sup>6)</sup>。これを踏まえて平成17年2月には、文科大臣から21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するように要請されたのを受けた中央教育審議会（以後、「中教審」）は、平成20年（2008）1月に答申し、「①改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂、②「生きる力」という理念の共有、③基礎的・基本的な知識・技能の習得、④思考力・判断力・表現力等の育成、⑤確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保、⑥学習意欲の向上や学習習慣の確立、⑦豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実」<sup>9)</sup>を基本的な考え方として、各学校段階や各教科などにわたる学習指導要領の改善の方向性を示し、「高等学校の教育課程の枠組みについては、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善を図る必要があること」<sup>10)</sup>を求めた。この答申から文科省は、『高等学校学習指導要領』において平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用することとし、それに先だって平成22年4月1日から総則の一部、「総合的な学習の時間」及び「特別活動」について先行して実施することとした<sup>11)</sup>。

「特別活動」については、「特別活動と道徳、総合的な学習の時間のそれぞれの役割を明確にし、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い、社会性の育成を図るという特別活動の特質を踏まえ、特によりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する（ルビは筆者）」ことを改善の基本方針の1つに据えた<sup>(12)</sup>。

こうしたことから「特別活動」の目標には、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う<sup>(13)</sup>」ことが明記され、更に「指導上極めて弾力的な取扱いが可能で、学校の創意工夫の余地の広い教育活動である。したがって、各学校においては、自校の教育目標との関連を図りながら、学校、地域、生徒などの実態に即した具体的な特別活動の指導の重点を定めて教育課程上の位置付けを明確にし、各学校の特色を生かした目標を設定し、創意工夫を発揮し豊かな教育活動を進めることが大切である<sup>(14)</sup>」ことを指摘しており、学校、教師にその運用が任されていると同時に、教師はこれまで以上に学校と生徒などの状況把握や実践し教育的成果をあげる能力が求められるようになった。この点は「ゆとり世代」の学生を指導することは頗る頭が痛いところであろう。それは「創意工夫を発揮し」することは、受験技術に埋没している多くの生徒、それと対照的な学びを拒否している生徒にとって大変苦手としていると思われるからだ。この点をどのように指導するかが問題である。ただ文科省が、問題解決型学習を導入するように舵取りを取っており、その生徒達が大学に入学してくると恐らく変化してくることを期待したい。

こうして改訂された「特別活動」の目標は、一つは「望ましい集団活動の展開と望ましい集団の育成」、二つ目は「個人的な資質の育成」、三つ目は「社会的な資質の育成」、四つ目は「自主的、実践的な態度の育成」、五つ目は「人間としての在り方生き方についての自覚と自己を生かす能力の育成」

からなっている<sup>(15)</sup>。このうち本稿で取り上げるのは、「特別活動」の目標のうち「現代社会」の学習内容と関わりが深い二つ目の「個人的な資質の育成」と三つ目に示されている「社会的な資質の育成」と五つ目の「人間としての在り方生き方についての自覚と自己を生かす能力の育成」についてである。つまり資質能力をもった公民として生き方ができる人間（生徒）を輩出することが求められ、かつそれをどのように指導したらよいかの問題となってくる<sup>(16)</sup>。

以上のような目標をもつ「特別活動」は、最終的には教師の資質能力の問題になる。しかし今、その資質能力が問われており、教師の自覚が求められるとともに、教職課程を認可されている大学の教職担当教員は、資質能力をもった教師の卵の育成が求められており、まさしく教職担当教員の教育力と資質能力が問われていると言ってよからう。

## 2. 「現代社会」と「特別活動」との関連

以上のような「特別活動」の改訂の経緯、趣旨、目標から教師たちは、それぞれ専門科目を担当し、クラス担任の仕事を行っている。ここでは「現代社会」と「特別活動」との関連について言及することにする。

平成21年度の『学習指導要領解説（特別活動）』のなかで「各教科・科目との関連」と明記したうえで「特別活動は、生徒の自主的、実践的な活動を基盤とするが、これらを充実したものにするためには、日常の各教科・科目の学習で獲得した知識・技能、能力や態度を生かさなければならない。また逆に、特別活動で培われた自主的、実践的な態度が、各教科・科目の学習に影響を与える（傍点は筆者）」<sup>(17)</sup>とし、両者が相互に関連しあうことを示したうえで、「特別活動における集団活動においては、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事のどの内容でも、ディスカッションや自己表現・発表、共同の取組などが重要である。また、活動の企画・立案を行ったり、調査・分析を行ったりすることもある。こうした活動の基礎となる能力は、各教科・

科目の学習を通して養われていく。他方、特別活動における自発的な実践活動によって各教科・科目で培われる能力が発展的に一層高められたり、深められたりする<sup>(18)</sup>ものとして各教科との関連について示し、「特別活動」は各教科の知識などを活用することが必要であることが記されている。

「特別活動」は、「戦後教育改革において公民的資質の養成という緊急の課題のもと生徒自治や主体的学習を行う場<sup>(19)</sup>として位置づけられてきた。このように「特別活動」は根底には、公民的資質の養成という公民科とりわけ「現代社会」の学習内容と深く関わっている。こうしたことから「現代社会」を受け持つ教師は、「特別活動」の目標の一端が「現代社会」の内容と関連していることを念頭に置いて学級活動を行う必要がある。

「特別活動」と公民科（現代社会、政治経済）の内容と関連していることを示しているのは、「社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する」<sup>(20)</sup>としたところである。これは公民科の目標に「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」<sup>(21)</sup>ことが記され、教科全体で公民としての資質の養成も目指している。それと関連して「現代社会」の目標に「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる（傍点は筆者）」<sup>(22)</sup>ことがあげられている。それを踏まえて「現代社会」の大項目として（1）私たちの生きる社会、（2）現代社会と人間としての在り方生き方、（3）共に生きる社会を目指しての三つの項目が設けられた。

このうち大項目の（1）の「私たちの生きる社会」の目標として「現代社会における諸課題を扱う中で、社会の在り方を考察する基盤として、（中略）現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる。」<sup>(23)</sup>ことが明記され、その趣旨は「生徒自らが現代社会

における諸課題を、自らの課題として受け止め、主体的に考察することができる力を育てることが大切であるということを意味している」<sup>(24)</sup>ことである。このうち「現代社会における諸課題」については、取扱うものとして「生命、情報、環境など」について取り上げることとし、「現代社会の諸課題に対する関心を高めるよう指導を工夫することが大切である」<sup>(25)</sup>ことを明示している。このなかで「情報」を取り扱う場合、「生活の安全にかかわる情報の流布について、情報を流布することから生じる個人や組織の利益侵害と、情報を公開しないことによって生じる社会の安全に対する不安や危険性との対立を取り上げ、どのような制度や規範でもって調整すべきかについて考えさせるなど、人々の多様な価値観を背景に生じる対立や衝突、社会的な課題を取り上げ、考察させることが考えられる」<sup>(26)</sup>ことを例にあげている。これは「特別活動」の基本方針として、「自分に自信がもてず、人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分であったりする状況が見られたりすることから、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重視する」<sup>(27)</sup>ことと連動している。つまり生徒たちは情報化時代のなかで色々な人間関係を構築し、その人間関係でトラブルになり苦悩しているところがある。こうした社会背景のなかで「特別活動」の基本方針に「人間関係」が加えられ、個人と集団との関わりについて学ぶことが示された。この「人間関係」については、「現代社会」でも上記した目標に取扱うことが暗に示されている。これは日本の社会全体において人間関係が複雑になり、かつ希薄になっていることが反映していると言える。この問題の重要性を生徒たちに考えさせようとしていることは頗る意義があると言える。実際に中学校でよく目にする授業風景にグループ（班別）学習などは、様々な生徒たちで構成されているグループにおいて学習活動を通してこの点を学習させようとしている現場教師たちの努力を垣間見ることが出来る。

「現代社会」の大項目(2)の「現代社会と人間としての在り方生き方」に

おける中項目に「ア 青年期と自己の形成」、「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」、「ウ 個人の尊重と法の支配」、「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」及び「オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割」の5つの単元が設けられている。このうち「ア 青年期と自己の形成」では「生涯における青年期の意義を理解させ、自己実現と職業生活、社会参加、伝統や文化に触れながら自己形成の課題を考察させ、現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる」<sup>(28)</sup>ことになっており、この小項目に「自己実現と職業生活」があり「現代社会の特質や社会生活の変化とのかかわりの中で職業生活をとりえさせ、望ましい勤労観・職業観や勤労を尊ぶ精神を身に付けさせるとともに、自己の個性を發揮しながら新たなものを創造しようとする精神を大切に、自己の幸福の実現と将来の職業生活や人生の充実について触れながら考察することが大切である」<sup>(29)</sup>ことを学習することになっている。これは「特別活動」の領域のうち「ホームルーム活動」の2つ目に「適応と成長及び健康安全」には、ア 青年期の悩みや課題とその解決、イ 自己及び他者の個性の理解と尊重、ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任、エ 男女相互の理解と協力、オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立、カ ボランティア活動の意義の理解と参画、キ 国際理解と国際交流、ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立、ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立のなかのア～エと関連がある。

また「ホームルーム活動」3つ目の「学業と進路」では、ア 学ぶことと働くことの意義の理解、イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用、ウ 教科・科目の適切な選択、エ 進路適性の理解と進路情報の活用、オ 望ましい勤労観・職業観の確立、カ 主体的な進路の選択決定と将来設計、について活動することになっている内容と関連していることが分かる<sup>(30)</sup>。これらは「特別活動」の改善の具体的事項として「(前略) 社会的自立を主体的に進める観点から、集団や社会の一員として守るべきルールやマナー、社会生活上のスキルの習得、望ましい勤労観・職業観の育成、人間形成や将来設計といった人間としての在り方生き方の自覚などにかかわる事項に重点を置

き、内容を整理する」<sup>(31)</sup>ことと記されているように、生徒たちに社会との関連があることを学習することが改訂の方針になっている。この点は他の科目とは接点がないが、「現代社会」と頗る関連している内容になっていると言える。

この他に大項目(2)における中項目「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」の小項目に「個人の尊重と法の支配」、「議会制民主主義と権力分立」、「政治参加の重要性…について自覚を深めさせる」などが、「特別活動」の「ホームルーム活動」の1つ目のホームルームや学校の生活づくりや「生徒会活動」、「学校行事」と頗る関連していると言える。

次に大項目(3)の「共に生きる社会を目指して」の目標として「持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動を通して、現代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について考察を深めさせる」<sup>(32)</sup>ことになっており、その内容の取扱いに「(前略) 地域や学校、生徒の実態に応じて課題を設定し、個人と社会の関係、社会と社会の関係、現役世代と将来世代の関係のいずれかに着目させること」<sup>(33)</sup>が記されている。これは「特別活動」における3つの領域の目標と関連が深いことが分かる。

「現代社会」の学習内容から得た知識を如何に「特別活動」における3つの領域で実践することが求められ、担任教師は学級経営を行う際は実践の場であると言える。このように「特別活動」の「ホームルーム活動」の指導計画で「各教科・科目、総合的な学習の時間などの指導との関連を図る」において「全体として高等学校教育の目標を達成する観点から、各教科・科目等で学習した知識・技能、能力や態度との有機的な関連を図ることが重要である。例えば、ホームルーム活動の内容項目は、公民科や保健体育科、家庭科の学習内容とも関連する部分が多い(傍点は筆者)」<sup>(34)</sup>と明記されているように「現代社会」の内容と深く関わっており、公民科の教員免許を取得する価値は、大変高いと言える。

### 3. 「現代社会」の知識と「特別活動」での実践

前記した「現代社会」と「特別活動」との関連を踏まえ、ここでは「特別活動」をどのように指導していくのかを具体的に論じることにする。ただ、枚数に制限があるため2つの例をあげることにしよう。

「特別活動」の特質として、相原次男氏は次の四点をあげている。第一に「なすことによって学ぶ」を本質とする、実践的な集団活動である。第二に子どもの思いや願いを大切にする活動である。第三に心身の調和のとれた発達をめざす総合的な活動である。第四に教師の考えや技やアイデアが大いに発揮できる活動である<sup>(35)</sup>。こうした「特別活動」の特質は、教師として基本的なこととして知識量や幅広い視点と応用力、指導力などが前提にあることを認識し理解しておく必要がある。それともう一つ大事なことは、自己との関連性ならびに自己の問題として捉えることができる姿勢や関心を持たせることである。

「特別活動」はホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の3つの領域で活動を行う基本単位としてクラス、学年、学校全体を対象にしている。これは生徒一人ひとりが最小単位であることからクラスという人間関係のもとで一つの集団が形成されていっていることを教師自らが理解しておくことが必要である。同時に「現代社会」と「特別活動」の共通基盤は、社会＝集団であることと集団を形成している個人も前提にしていることを機会あるたびに気付かせることである。個人（生徒）と集団（クラス、学年、全校）は常に関連していることを日常の学校生活において日頃から口酸っぱく、ことあるごとに伝えることが必要である。

こうしたことを踏まえまず「ホームルーム活動」の指導計画のなかで「(前略)各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること(後略)」<sup>(36)</sup>になっている。この指導計画は9つの項目からなっている<sup>(37)</sup>。そのなかの2つ目に「各教科・科目、総合的な学習の時間などの指導との関連を図

る」ことに「(前略) 高等学校教育の目標を達成する観点から、各教科・科目等で学習した知識・技能、能力や態度との有機的な関連を図ることが重要である。例えば、ホームルーム活動の内容項目は、公民科や保健体育科、家庭科の学習内容とも関連する部分が多い。また特色ある教育課程の編成に資するよう設けられている学校設定科目・教科(中略)との関連を図ることに、ホームルーム活動の内容の充実を図ることができ、指導計画の作成に当たっては、そうした観点からの配慮が必要である」<sup>(38)</sup>と指導計画にはっきりと教科(本稿では現代社会)と関連して指導することが示されている。

最初に「現代社会」の大項目の第一項目の「私たちの生きる社会」で学んだことを如何に「特別活動」で活かしていくかを考えてみたい。

「現代社会」のこの単元の目標の趣旨は、「生徒自らが現代社会における諸課題を、自らの課題として受け止め、主体的に考察することができる力を育てることが大切であるということの意味している」<sup>(39)</sup>ことで、このうち「現代社会における諸課題」については、取扱うものとして「生命、情報、環境など」について取り上げることとし、「現代社会の諸課題に対する関心を高めるよう指導を工夫することが大切である」<sup>(40)</sup>ことを明示している。「情報」に関しては、「インターネットや携帯電話などが急速に普及し、デジタル多チャンネル放送が実働している現在、多彩なメディアが伝える情報なしに、私たちの生活はもはや成り立たなくなっていることに気付かせ、このような情報化社会における情報の活用や情報にかかわる諸課題を考察させることを通して、幸福、正義、公正など社会の在り方を考察する基盤を理解させる」<sup>(41)</sup>となっている。このなかの携帯電話(スマホ)の問題は、数回にわたりホームルームのなかで話し合う価値がある問題である。

高等学校においては、学校の方針として色々なルールを決め、それを生徒に守らせているところが多いと思われる。しかし現実の問題として生徒たちは、ラインと言う新しい情報源(アプリ)から面識が有ろうが無かろうが関係なく人間関係を広げ構築している。クラスの問題としては、クラスのなかの人間関係が複雑になっておりラインなどでいじめ問題などに発展し、事件

となって表れているケースが多くみられる。このことは深刻な問題であり社会問題となるなど悲しい現実がある。事件がおこると多くの学校は、気付かなかったとかいじめはなかったとか言い訳が多いが、後で教育委員会などが調査すると全く逆の結果が公表されることがみられる。このような問題は他人ごとではなく自分の問題として捉えさせることが重要であり、かつ教師ももっと生徒たちに目を向けなければならない。前述した情報で取り扱うときのテーマとして「(前略) 情報化社会における情報の活用や情報にかかわる諸課題を考察させることを通して、幸福、正義、公正など社会の在り方を考察する基盤を理解させる」ことになっており、この項目で学習するときに生徒たちにこのスマフォ問題を投げかけ、その解決策を考えさせる問題解決型学習方法を導入することも生徒達自身の問題として気付かせる1つの解決方法であろう。その時教師の目は、クラスの一人一人の発言に対するクラス全体の雰囲気や敏感に、かつ繊細に把握することに気を付ける必要がある。スマフォはほぼ全員が所持していると考えられることから教師は、最終的には「信頼関係」の重要性と法律による罰則というアマとムチがあることを気付かせなければならない。この2つは生徒の人生すべてを棒にふることを強調する必要がある。つまり信頼関係をなくすことは、それを取り戻すためにはかなりの時間がかかることと目に見えない努力が必要なことを気付かせなければならない。罰則においても同じであるが、罰則を受ければ履歴書に必ず記述しなければならないこと、もし記述していないことが後で分かれば更に信頼をなくし、経歴詐称の罰を受けることになる。それが本人にどのような影響があるのかを事例をあげ理解させることが大事である。

このことはホームルームの時間においても話し合う時間を設けることが必要と思われる。この点は留意事項の3番目に「ホームルーム内の人間関係や個人の不安や悩み、生徒の実態等を十分に把握すること」<sup>42)</sup>、同じく6番目に「ホームルームの成員の意思を相互に尊重し合いながら、きまりや活動計画などを作り、それに基づいてみんなが協力し、目標を達成していけるような生徒自身による活動を、できるだけ多く体験させるようにするとともに、

活動の展開に際しても、個々の生徒が生かされる望ましい集団活動が行われるよう常に配慮することや、必要に応じて議長や司会者に的確な助言をするなど、教師の適切な指導・援助が必要である<sup>(43)</sup>ことが明記されていることを担任教師は、強く認識して頭の中に叩き込んでおく必要がある。それは「現代社会」担当教師に授業の進捗状況をききながら、上記の項目が終わるころを見計らいホームルームの時間で話し合うことがよかろう。おそらく夏休み前にはこの項目は終了するはずである。このことは継続的に口酸っぱく伝えることが大事である。

次に「現代社会」の大項目の第二項目に「現代社会と人間としての在り方生き方」があり、その単元のなかの五つの中項目のうち「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」、「ウ 個人の尊重と法の支配」の二項目に焦点を当て「特別活動」の内容とどのように関わりがあり、どのように学習したほうがいいのかを見ることにする。「特別活動」の三つの活動は「望ましい集団活動を通して（傍点は筆者）」という前提があり、この集団活動の学級活動、生徒会活動、学校行事は学級単位あるいは学年単位や学年を越えて展開されるものである<sup>(44)</sup>。つまり集団活動が基本であり、この集団は社会とか世論と言う言葉に言い換えることができよう。「現代社会」は、一環として個人と社会とのかかわりについて社会、政治、経済などの視点から考察することを求めている。これを踏まえて二つ目の中項目にある「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」の基本は社会であり、この中項目は「基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、民主政治における個人と国家について考察させ、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。（傍点は筆者）」<sup>(45)</sup>ことが学習目標になっており、その内容として「地方自治に触れながら政治と生活との関連について認識を深めさせること。「政治参加の重要性」については、世論の形成の意義についても理解させること。また「民主社会において自ら生きる倫

理」については、個人と社会との関係に着目して考察させること<sup>〔46〕</sup>になっている。具体的にみると小項目の「議会制民主主義と権力分立」は、「我が国が国会を中心とする民主政治の仕組みをとっていること、議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方、国会と内閣の関係について理解させるとともに、民主政治における権力分立の意義などについて、法の支配や基本的人権の保障と関連付けて、理解を深めさせる<sup>〔47〕</sup>」ことが目標となっている。つまり政治参加の重要性と意義など日本が民主主義社会であり、国民から選挙によって選出された議員たちによってルール＝法律や条例などを決めるとき、国会や議会で審議し結論づけする場合、国民の生活にとって良いのか悪いのかを国民が判断しなければならない。社会（世論）＝集団（生徒会）を構成する生徒たちは、学校での生徒会活動も生徒会の総会で生徒会会長はじめ役員は選出されるという極めて民主的なやり方に基づいて学校のルール作り、学校生活における環境の整備の改善していく過程と同一化することが出来る。言い換えると常に国会に注目し、国民の権利であり義務である選挙への参加に関心を持たせることが必要である。そのためには学生に大学の健全な自治活動や地域貢献、イベントなどへの参加や新聞記事の切り取りなどの指導をすることが大事である。また今起こっている政治、経済、社会のニュースについて関心を持たせることも必要なことであろう。とりわけ平成28（2016）年6月19日以降の選挙から18歳以上の国民に対して選挙権が付与されることから生徒たちにとって政治が身近な問題になり、責任ある行動が求められ、生徒活動と同じあることに気付かせなければならない。こうしたことがクラスや学年、学校全体の色々な行事などの運営などに役立つことを生徒達の身近な問題として具体例としてあげ考えさせることである。身近な問題を解決するためには校則（法律、条例）があり、それに従って解決しなければ説得力を持たないことを学ぶであろう。

筆者も高等学校の教員時代に現代社会、政治・経済、日本史を受けもち生徒指導を担当し、バザー（一般的に文化祭に類似）担当として生徒たちに看板作製などの責任者になった経験から言えることは、バザーの目的と学校の

方針を明確にし、その徹底を図りあとは高校生に相応しいことを条件にしたことを踏まえ、生徒達にバザーのテーマを議論を通して決めさせた結果、生徒たちは自ら積極的に取組み素晴らしい看板を完成させ、バザーも生徒、先生、保護者などからも評判のよいものとなった。

ルールや集団の特質を明確にすることは「特別活動」と「現代社会」の関連性があり気付かせ、実践できるのが「特別活動」の役割である。

## 終わりに

いずれにしろ「特別活動」が求めるものは、各教科とりわけ「現代社会」で学習した内容を如何に「ホームルーム（学級）活動」「生徒会活動」「学校行事」の3領域を行う基本単位である学級経営のなかで実践し、社会のなかで如何に周りの人たちとの人間関係を構築し、社会と協調できるようにすることが大きな命題である。そこには現代の日本社会が抱える大きな問題が本質には隠れていることを理解しておく必要がある。教師たちは何らかの教科を担当し、担任や学校行事の担当者として採用されている限り、この点をしっかり肝に銘じておく必要があるだろう。

今の教育システムは、良いも悪いも文科省による教育行政のなかで構築されている。しかし今の教育は、教科ごとの連動性とか、理論と実践の融合とかが全く行われていないのが現状としてある。これを解決するには、教師の時間的余裕をいかに作り出すか、また教師の資質能力をいかに育てるかが問題である。特に後者は教職課程を認可されている大学の教職に関する科目を担当する教員の役割は頗る大きく、重要な責任を担っているといえる。

## 注

- (1) これまで長崎県、宮崎県、鹿児島県、三重県、群馬県などの中学校教員や高等学校教員に採用させ、かつ多くの非常勤講師を輩出させた。
- (2) 相原次男等編『新しい時代の特別活動』（ミネルヴァ書房 平成22年）31頁～35頁

- (3) 相原次男等編『前掲書』（平成 22 年） 35 頁～36 頁
- (4) 江川玫成編『特別活動の理論と方法（改訂版）』（学芸図書、平成 17 年）、12 頁～13 頁
- (5) 『高等学校学習指導要領解説—特別活動編—』6 頁、ただし中学校の場合とはほぼ同じカッコ内は中学校の特別活動の目標には明記されず
- (6) 今泉朝雄「学習指導要領における教科外活動の位置づけに関する一考察～機能的多様性を中心に～」（『教育学雑誌』第 42 号、平成 19 年）21 頁、相原次男等編『前掲書』（平成 22 年） 2 頁～15 頁
- (7) 『学習指導要領』1 頁
- (8) 『学習指導要領解説（特別活動編）』1 頁
- (9) 『同上』1 頁
- (10) 『同上』1～2 頁
- (11) 『同上』2 頁
- (12) 『同上』2 頁
- (13) 『学習指導要領解説（特別活動編）』6 頁
- (14) 『同上』6 頁
- (15) 『同上』6 頁～9 頁
- (16) 資質能力については、大きく「基本的資質能力」と「具体的資質能力」がある。このうち特に教科との関連が深いものに「基本的資質能力」のうち「学識と研究意欲」と「教職的専門」があげられ、「具体的資質能力」のうち「国際的視野」と「実践的指導力」が重要である。森秀夫『教職の意義と職務』（学芸図書、平成 16 年）、38 頁～43 頁
- (17) 『学習指導要領解説』15 頁
- (18) 『学習指導要領解説』15 頁
- (19) 今泉朝雄「前掲論文」（『教育学雑誌』第 42 号、平成 19 年）、13 頁
- (20) 『学習指導要領解説（特別活動編）』2 頁
- (21) 『学習指導要領解説（公民編）』5 頁
- (22) 『同上』7 頁
- (23) 『同上』8 頁
- (24) 『同上』9 頁
- (25) 『同上』9 頁
- (26) 『同上』10 頁
- (27) 『学習指導要領解説（特別活動編）』2 頁
- (28) 『学習指導要領解説（公民編）』11 頁
- (29) 『同上』11～12 頁
- (30) 『学習指導要領解説（特別活動編）』19 頁
- (31) 『同上』3 頁
- (32) 『学習指導要領解説（公民編）』19 頁
- (33) 『同上』19 頁

- (34) 『学習指導要領解説（特別活動編）』 34 頁
- (35) 相原次男『前掲書』（平成 22 年） 5～6 頁
- (36) 『学習指導要領解説（特別活動編）』 32 頁
- (37) 『同上』 32 頁～37 頁
- (38) 『同上』 34 頁
- (39) 『学習指導要領解説（公民編）』 9 頁
- (40) 『同上』 9 頁
- (41) 『同上』 10 頁
- (42) 『学習指導要領解説（特別活動編）』 43 頁
- (43) 『同上』 44 頁
- (44) 相原次男『前掲書』（平成 22 年） 5 頁
- (45) 『学習指導要領解説（公民編）』 12 頁
- (46) 『同上』 12 頁
- (47) 『同上』 13 頁